

小千谷市教育行政大綱

平成 28 年 3 月 策定

令和 3 年 3 月 改訂

小 千 谷 市

1. 大綱の名称

この大綱の名称を「小千谷市教育行政大綱」とする。

2. 策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、小千谷市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

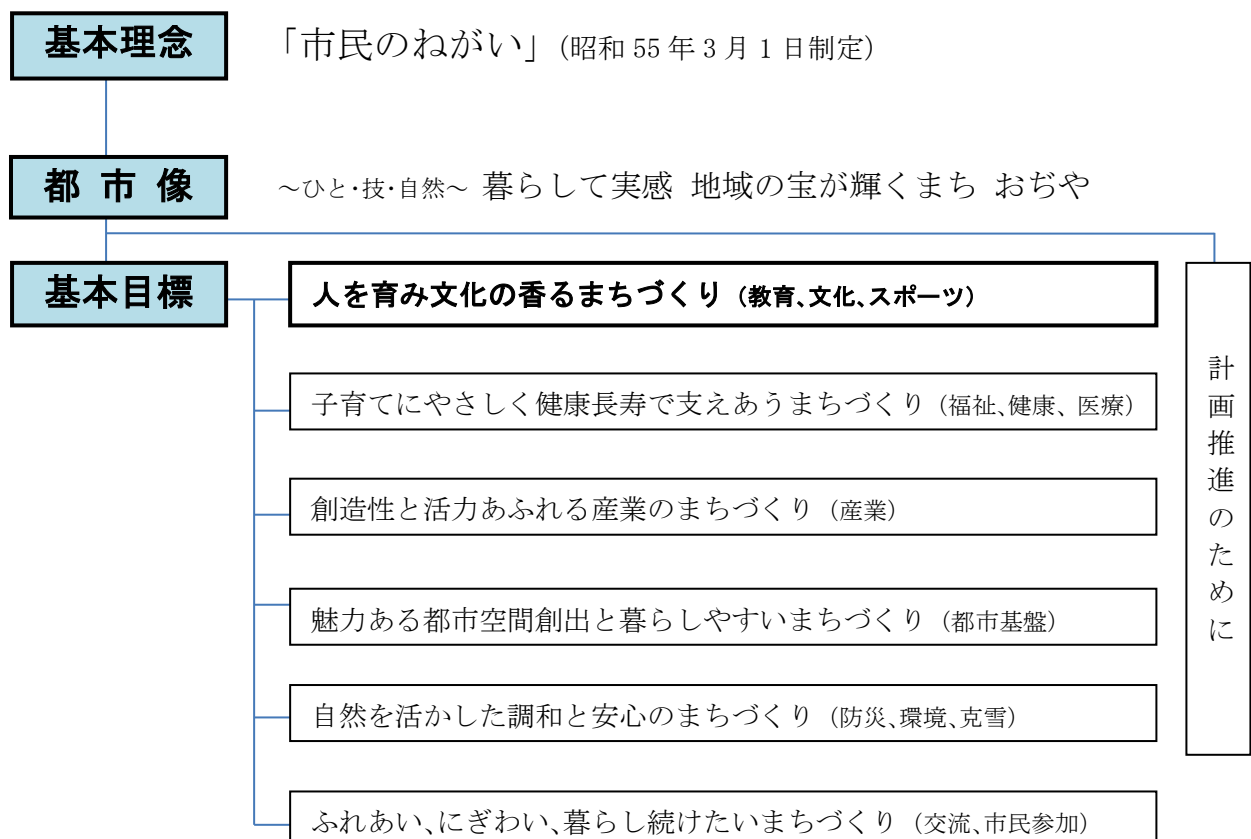
3. 大綱の対象とする期間

「第五次小千谷市総合計画（平成 27 年度策定／計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）」の計画期間に合わせ、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とする。

ただし、期間中においても、必要に応じて見直しを行うこととする。

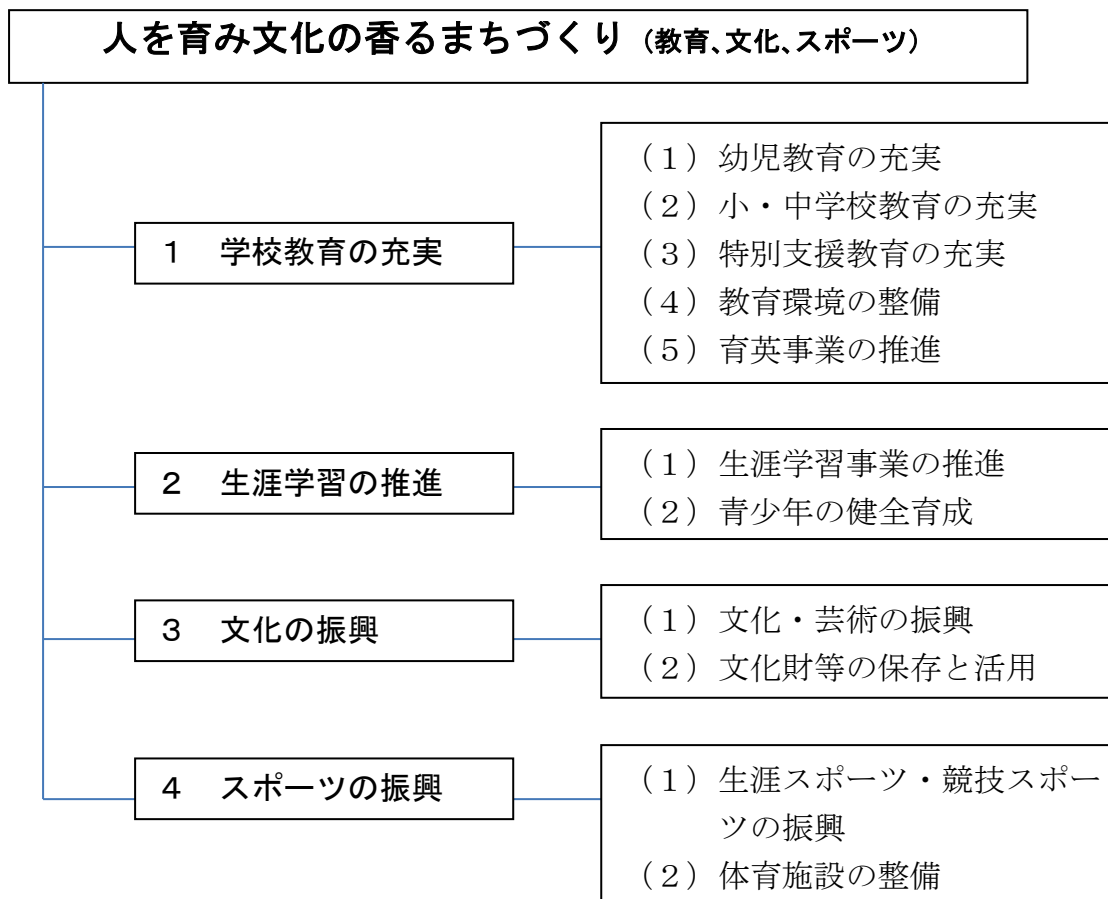
4. 大綱の基本理念及び基本目標

大綱の基本理念及び基本目標は、「第五次小千谷市総合計画」における教育、文化、スポーツ分野に定めたものとし、これに基づく個別計画により、各施策、事業を推進していくものとする。



5. 施策の体系及び基本方針 —第五次小千谷市総合計画基本構想（平成27年度策定 計画期間：平成28年度～令和7年度）—

I 施策の体系



II 施策の基本方針

人を育み文化の香るまちづくり（教育、文化、スポーツ）

教育をとりまく社会環境が変化している中、誰もが自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、一人ひとりの学ぶ意欲や学力の向上、健やかな体を育成する教育の充実を図ります。

生涯にわたる学習の活動支援や環境を整えることにより、心豊かにたくましい人づくりとしての教育を推進します。

先人から受け継がれてきた地域の文化・芸術を市民と協働し守り育てます。多くの文化・芸術にふれることで市民生活がうるおいに満ち心豊かな暮らしになるよう努めます。

誰もが気軽にスポーツに親しみ、心身ともに健やかに暮らせるために、生涯スポーツの啓発に取り組むとともに、指導者の養成など競技力の水準を高めるための環境整備を図ります。

1 学校教育の充実

(1) 幼児教育の充実

子ども・子育て支援新制度のもと、社会情勢の変化に対応しながら、地域の特性に配慮した質の高い幼児教育を推進します。

認定こども園における幼児教育の振興と保護者の経済的負担の軽減を図るなど、認定こども園に対する支援の充実に努めます。

(2) 小・中学校教育の充実

心豊かにたくましく生きる力を育むため、「おぢやっ子教育プラン」を策定し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成する取り組みを推進します。

(3) 特別支援教育の充実

就学相談体制の充実を図るとともに、乳幼児期から就労までの一貫した特別支援教育を推進します。

小・中学校、総合支援学校においての個々の教育的ニーズに対応した教育環境を充実します。

(4) 教育環境の整備

安心して伸び伸びと教育を受けられる環境を確保するため、施設の改築や改修などを計画的に進めます。

I C T教育の推進に向けた環境整備と、その環境を活用した授業支援を進めます。

(5) 育英事業の推進

大学などの高等教育機関への就学機会を拡充するため、奨学制度等の充実に努めます。

2 生涯学習の推進

(1) 生涯学習事業の推進

いつでも、どこでも学びあい、その成果を適切に活かすことができる社会の実現を基本目標とし、生涯学習事業の充実と推進体制づくりに努めます。

(2) 青少年の健全育成

学校、家庭、地域がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携し、青少年育成事業の充実と体制の強化を推進します。

青少年の育成活動を行うP T Aや地域団体などに対し適切な指導を行うため、青少年育成指導者の養成と資質の向上を図り、地域や家庭の教育力の向上に努めます。

3 文化の振興

(1) 文化・芸術の振興

多くの市民が心の豊かさや安らぎを感じることができる市民生活や地域社会を実現するため、より質の高い文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、市民による文化・芸術活動を支援します。

(2) 文化財等の保存と活用

市民の貴重な財産である文化財や地域文化を確実に継承するとともに、市民による新たな創造や工夫につながる地域づくりに努めます。

優れた文化財を公開し、活用を図りながら、文化施設の整備を進めます。

4 スポーツの振興

(1) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興

誰もがそれぞれの体力、年齢、技術や目的に応じて、気軽にスポーツに親しむことができるよう総合型地域スポーツクラブなどの育成・連携を図り、生涯スポーツを推進します。

競技スポーツの充実と競技力の向上を図るため、学校、体育協会、各スポーツ団体相互と連携し、競技者のレベルアップと指導者養成を推進します。

(2) 体育施設の整備

健康、体力づくりの場としてスポーツに親しむため、利用者の利便性、安全面に配慮し、競技力の向上を見据えた計画的な施設整備を進めます。

【 参考：個別計画 】

(1) おぢやっ子教育プラン（平成 30 年度策定／計画期間：平成 31 年度～令和 3 年度）

(2) 第 2 次小千谷市生涯学習推進計画（平成 30 年度策定／計画期間：平成 31 年度～令和 5 年度）

(3) 小千谷市スポーツ推進計画（平成 29 年度策定／計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度）